

## ご意見と回答

### 提案・意見

小俣分団小俣第一班車庫について(回答:1月9日時点)

(2026年1月受付)

小俣第一班車庫の近くに住んでいるものです。

小俣第一班車庫は建物が古く、耐震性が確保されてない建物と聞きましたが、何か災害があった時にこの車庫が使えないと大変困ります。

本当に耐震性がないのであればなんとか対策してください。

### 回答

この度は、小俣分団小俣第1班の車庫につきまして、お気遣いいただきありがとうございます。ごぞいます。

お問い合わせいただきました小俣分団小俣第1班車庫につきましては、老朽化が進んでおりますが、高向小俣線道路整備に伴い、建替を予定しています。

消防本部・総務課(2026年1月回答(1月5日~9日))

カテゴリ: <暮らし・環境> 防災

## ご意見と回答

### 提案・意見

#### 要介護者の特別障害者控除について(回答:1月9日時点)

(2026年12月受付)

質問について介護保険課と課税課から回答をもらいましたけど、いちばん最初の話に戻します。

税申告の障害者控除は障害を持つ人やその家族の経済的負担の軽減、所得控除をしてもらうことでかかる税金が安くなりますよね。普通障害者控除と特別障害者控除とでは控除してもらえるのが13万円違います。証明してもらって特別障害者控除を受けたいのは手帳をすでに持っていて普通障害者控除を受ける権利があっても同じです。介護保険課の証明は手帳を持ってない人の補完として声をそろえて回答していますが、証明しないことの理由を正当化しようとしているように思います。

理由:所得税法施行令10条の中には各種障害者手帳を持っている人を前号とし、7号には「身体又は精神に障害のある65歳以上の者で、その障害の程度が1級または2級に準ずるものとして市長町長等の証明を受けているもの」その証明があるものは障害者控除を受けられるとは書いてありますが、市が行う証明は障害者手帳を持っていない人の補完をするものとは書いてないし、その号に(前号にかかげる者のほか)と書いてあり、(前号にかかげた者を除く)とは書いてありません。7号に手帳の有無までは問われていないですよ。

回答にあるように所得税法施行令10条や地方税法第7条および第7条15の7を根拠に市で行っているというなら、これは伊勢市が法律に定めてあること以上に条件をつけて、「市の証明は手帳を持っていない人を制度的に補完するためにやっているのだから、手帳を持っている人は必要ない。すでに手帳を持っている人は証明する必要ないし要領で手帳のある人は証明しないと市が決めたから申請しても受け付けません。」と言っているのだと理解します。

はじめの質問も、介護の状態が同じでも障害者手帳を持っているというだけで証明をしないのは不公平ではないかという内容でした。介護の状態とは関係なくとも、普通障害の手帳を取ってしまったために、手帳を持っていない人と同じようには市から要介護状態の障害の証明をしてもらえないし、27万円の控除に納得できないなら医師の診断書やら資料やらを自分でそろえさせ、介護や障害について専門ではない税務署や課税課にその判断を投げるというのですね。

障害者手帳の等級が普通障害でも、身体の具合が悪ければ要介護状態に陥ります。同じ要介護状態であって、「手帳を持っていない人は証明します。でもすでに持っている人は市の決まりだから証明しません。」って、この状況で手帳を持っているという理由だけで、実際の身体状態を無視して申請を拒み障害認定に証明のための審査をしないのは、合理的理由を欠く差別的扱いではないですか？介護認定の判断をもって障害認定を証明を受ける権利があるのに、その権利を無視して要領に制度の補完だからする必要ない、要領がそうなってるから受け付けないって、行政なのに平等原則の方向に変えようと動きもしない怠慢にほかならないですよ。

あらためて提案します。

伊勢市も、事務のやり方が要領に決められているから証明できませんというなら、その要領を法律に合ったものに改めて、手帳を持っている持っていないに関わらず、法に定める身体又は精神に障害のある65歳以上の者で、「その障害の程度が1級または2級に準ずるもの」の証明をしてください。三重県内でも北勢方面は手帳の有無を問わず純粹に障害の状態を証明してくれるところがあるみたいですよ。

## 回答

現時点では伊勢市の要領に基づき障害者控除対象者認定書を発行しております。いただきましたご意見を参考に、現在他市町における障害者控除対象者認定の運用や動向について調査しております。調査結果を踏まえ、伊勢市としての運用について検討してまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

介護保険課(2026年1月回答(1月5日~9日))

カテゴリ:健康・福祉・子育て・教育>福祉